

債権管理実務における留意点(その2)

～改正債権法を踏まえた債権譲渡・債権譲渡担保に関する留意点～

吉原 秀
Masaru YoshiharaPROFILEはこちら 

1 はじめに

令和2年(2020年)4月1日から、債権法に関する改正法(平成29年法律第44号に基づく改正後の民法)が施行されました。今般の債権法改正における改正項目は多岐にわたりますが、本稿では、改正債権法のうち、債権管理実務において重要となるポイントの1つである債権譲渡(債権譲渡担保)に焦点を当て、債権法改正の概要にとどまらず、実務上の留意点等も含めて概説します。

2 債権譲渡に関する法改正と実務上の留意点

(1) 債権譲渡に関する法改正の概要

周知のとおり、旧民法下では、債権譲渡禁止特約には、債権の移転効を否定するいわゆる物権的効力があり、譲渡禁止特約に反する債権譲渡は原則として無効であると解されていました¹⁾。

しかし、このように譲渡禁止特約が物権的効力を有すると解されていることが中小企業等の債権譲渡(譲渡担保権の設定を含みます。)による資金調達の妨げとなっていると従来から指摘されており、この点が見直される形で改正がなされました。すなわち、改正民法第466条第2項は、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない」と規定し、旧民法下において認められていた上記の物権的効力を明文で否定しました(このような規定ぶりから、改正法下では「債権譲渡制限特約」という語が用いられます)。

そして、重要な点は、改正法施行日前に既に債権譲渡禁止

特約が付されていた場合であっても、改正法施行日である令和2年4月1日以降は、それを有効に譲渡(譲渡担保権の設定を含みます。)することが可能になったということです(債権譲渡に関する経過措置は、附則第22条ご参照)。

このように、今般の債権法改正で、いわゆる譲渡禁止特約が付されている債権であっても、それに譲渡担保権を設定することが可能になりましたが、上記下線部について金融機関担当者等が必ずしも十分に理解していない場合もありますので、資金調達のために譲渡禁止(制限)特約付債権に譲渡担保を設定しようとする際は、適宜、説明する必要がある場合もあるでしょう。

(2) 債権譲渡制限特約違反と債務不履行責任

それでは、有効に債権譲渡できるようになったとして、実際に債権譲渡制限(禁止)特約が付されている債権を譲渡すると、譲渡人に債務不履行責任が成立し、契約の相手方から損害賠償請求され、あるいは契約を解除されることになるのでしょうか。

この点については、議論が分かれています。まず、立案担当者は、債権譲渡制限特約付債権を譲渡しても、特段の事情なき限り、譲渡人に債務不履行責任は生じないとしています²⁾。さらに、それを一歩進めて、改正民法第466条には、債務者の不利益が深刻でないにもかかわらず債権譲渡を牽制する効果を持つ債権関係当事者の合意を認めないとする強行的な趣旨を含むと解すべきとする見解も、債権法改正に係る法制審議会幹事であった研究者により提唱されているとこ

1: 我妻栄『新訂債権総論(民法講義IV)』(岩波書店、1964年)524頁等。

2: 筒井健夫・村松秀樹『一問一答 民法(債権関係)改正』(商事法務、2018年)165頁・脚注2)。

ろです³。このような強行法規性を認める立場からは、債権譲渡制限特約に違反した場合を解除原因(の1つ)とする条項は無効ということになり得ます。

他方で、法制審議会においては、債権譲渡制限特約に違反した場合に違約金を支払うことを義務付ける条項や契約の解除を可能とする条項を契約書で定めた場合、そのような条項は有効であるという指摘もなされていました⁴。このような見解を前提に、債務者側で契約書を作成する場合には、(少なくとも債権譲渡に対する抑止力にはなることを期待して)債権譲渡制限特約違反を原因とする違約金条項や解除条項を設けておくことも一考でしょう。

このような議論状況も踏まえて、次節では、債権譲渡制限特約に違反しない形で、自社の保有する債権を担保に資金調達することを想定したスキームとして、自社保有債権を信託財産化(自己信託)、その信託受益権に譲渡担保権を設定するという方法について、紹介します。

(3) 債権譲渡制限特約付債権を担保に入れる方法

標記のような方法として、自己が保有する債権について信託宣言の方法によって信託を設定し(これによって組成される信託を自己信託といい、信託設定者は委託者兼受託者という地位におかれることとなります。)⁵、信託受益権に譲渡担保を設定するという方法があります。なお、自己信託の設定は「信託の引受け」(信託業法第2条第1項)に該当しないものと解されますので、信託業の登録は不要です。

ここでは、債権譲渡禁止(制限)特約付債権への信託設定が同特約に反するかが問題となりそうですが、自己信託の設定にあたってはそもそも財産の移転(=債権の「譲渡」)がないので、旧法下においても、債権譲渡制限特約には違反しないと解されてきました。

また、債権譲渡禁止(制限)特約には、債務者の抗弁権保護(相殺期待の保護がその典型です。)という役割もあります。このような趣旨に鑑み、債権譲渡禁止特約付債権への自己信託設定が有効になる要件として、信託財産に属する債権の債務者(=取引先等)からの相殺につき、自働債権(=取引先等が自社に対して有する債権=買掛債務)が受託者の固有財産を引き当てにするものであっても、受託者がそれを承認する旨を、予め信託行為の際に定めておくことが必要であるという考え方が実務上は一般的でした⁶。このような債務者の相殺権を保護する条項を設けておくという対応は、改正法の下でも維持されていくものと思われます。

そして、信託受益権に譲渡担保権を設定することも可能です。自己信託によって信託対象債権及び対象債権からの回収金が信託財産を構成していることは、対抗要件なくして第三者に主張できると解されていますので⁷、万が一、委託者兼受託者(兼当初受益者)について法的倒産手続が開始した場合でも、譲渡担保の設定時点で危機時期にない限り、破産管財人等に対して、対象債権が倒産手続から隔離されていること及び信託受益権の譲渡担保権者であることを主張することができるかと解されます。実務上、信託対象債権の回収金

3:このような見解として、山野目章夫ほか「<座談会>債権法改正元年を迎えて(下)―不動産取引の論点を中心に」NBL1162号27頁(山野目発言)。

4:部会第83回議事録31頁(内田貴発言)。また、近時の議論においても、債権譲渡制限特約違反を理由とする解除条項がある場合には、その条項による解除は原則として有効であるとする指摘があります(山野目章夫ほか「座談会―債権譲渡制限特約」道垣内弘人・中井康之「債権法改正と実務上の課題」(有斐閣、2019年)232頁(深山雅也発言)。)

5:信託宣言にあたっては、公正証書その他の書面又は電磁的記録によって、一定の事項を記載・記録したのによってする必要がありますが(信託法第3条第3号)、「公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合」については、信託設定時に受託者が受益権の全部を有することが認められていませんので(寺本昌広「逐条解説新しい信託法〔補訂版〕」(商事法務、2008年)46頁・注16。)、本稿で紹介するスキームにおいては、公正証書により信託宣言を行うことを前提としています。また、自己信託の設定により、信託対象債権及びその債権の回収金は信託財産として切り出され、委託者兼受託者の固有財産とは別個の財産を形成することになります。

6:この点について端的に説明するものとして、道垣内弘人「信託法」(有斐閣、2017年)34頁以下、詳述するものとして、同「譲渡禁止特約付債権の自己信託」トラス60編「新信託法の理論分析」(トラス60、2010年)33頁以下。

7:道垣内弘人「譲渡禁止特約付債権の自己信託」トラス60編「新信託法の理論分析」(トラス60、2010年)44頁、同「信託法入門」(日本経済新聞出版、2007年)85頁等。

と固有財産に属する資金が1つの口座で管理される可能性もありますので、そのような場合には、信託財産と固有財産に分けて帳簿を管理するなどの対応も併せて必要になるでしょう。

今般の法改正を経ても、いざ債権を譲渡担保に入れるという局面では、当該債権に付されている譲渡禁止特約に違反することを躊躇し、あるいは、譲渡制限特約違反が判明した場合に(通常の債権譲渡担保であれば、対抗要件具備の過程で債権譲渡登記によって債権譲渡の事実が公示されることとなります。)、取引先等からの受注が減少したり、場合によっては取引を解消されることを懸念して、担保設定を差し控える事業会社も少なくないと感じられます。

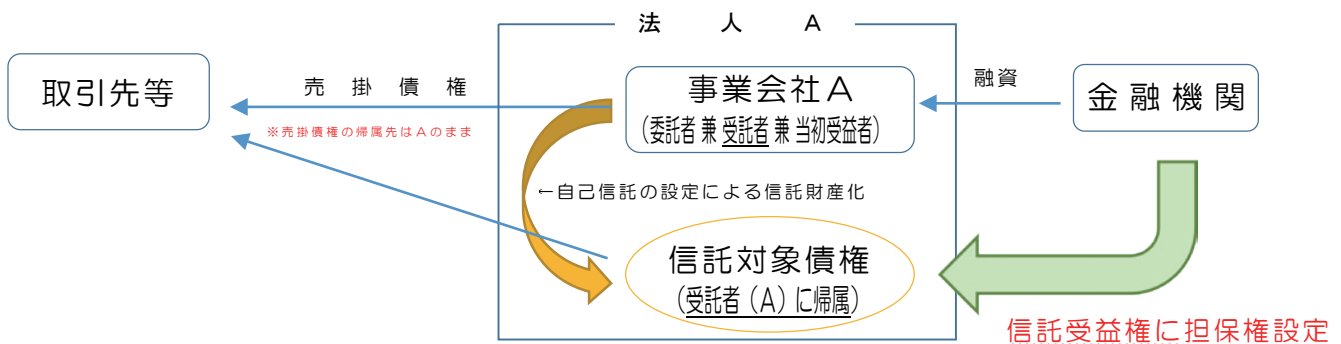
そのような場合には、資金調達のために自社の売掛債権を担保に入れる方法として、本稿で紹介した上記スキームも検討に値するものと考えています。このようなスキームを利用して

資金調達をお考えの場合には、信託契約や信託受益権の譲渡担保設定契約等について、別途、弁護士にご相談されることをお勧めします。

3 おわりに

本稿では、債権譲渡・債権譲渡担保に焦点を当てて、改正債権法の概要や実務上の留意点を紹介しました。詳細な議論の紹介を脚注記載の文献に委ねている部分もありますが、改正債権法はまだまだ施行されたばかりであり、判例が蓄積されるなどして議論が日々深化していくと思われますので、今後の議論も注視しておく必要があります。本稿が債権管理実務を担当しておられる方などの日々の業務の一助となれば幸いです。

【参考図】



具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】